

手形割引の受け付け終了について

京都銀行（頭取 安井 幹也）は、政府が掲げる「手形・小切手機能の全面的な電子化」実現に向けた取り組みの一環として、今般、手形割引の受け付けを終了しますのでお知らせいたします。

記

1. 実施内容

2027年3月末の手形・小切手の交換廃止に向けて、手形割引の受け付けを終了いたします。

2. 受付終了日

2026年9月30日（水）

3. 代替手段のご案内

当行では手形・小切手に代わる決済手段として、「でんさい」サービスを用意しております。手形割引に替わる資金のご調達手段として「でんさい割引」のご利用をご検討いただきますようお願いいたします。

※「でんさい」とは、でんさいネットが取り扱う電子記録債権であり、電子的に金銭債権の取引や割引等を行うことが可能です。

以上